様式第六号中

「為替換算調整勘定

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××」

を

「為替換算調整勘定

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

退職給付に係る調整累計額

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××」

に改める。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「「四半期連結財務諸表提出会社」と」の下に「、財務諸表等規則第三十一条第四号中「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と」を加える。

第四十八条の次に次の一条を加える。

第四十八条の二　連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債の範囲について準用する。

第五十条第一項中「第三号」を「第三号及び第四号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　退職給付に係る負債

第五十条第四項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

第六十九条第二項中「主要な費目とは、」の下に「退職給付費用及び」を、「引当金繰入額（」の下に「これらの費目のうち」を加え、「及びこれ以外」を「並びにこれら以外」に改める。

様式第二号中

「長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××」

を

「長期借入金	×××	×××
引当金	×××	×××
退職給付に係る負債	×××	×××」

に、「為替換算調整勘定　×××　×××」を

「為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××」

に改める。

様式第三号の二中「為替換算調整勘定　×××　×××」

を

「為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××」

に改める。

様式第四号の二中「為替換算調整勘定　×××　×××」

を

「為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××」

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第三項を除く。次項において「新財務諸表等規則」という。）は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六条に規定する比較情報をいう。）については、第一条の規定による改正前の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第三項を除く。次項において「旧財務諸表等規則」という。）を適用する。

3　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において「前財務諸表」という。）を、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前財務諸表については、旧財務諸表等規則を適用する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第二項を除く。以下「新連結財務諸表規則」という。）は、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を適用する場合における当該連結財務諸表に含まれる比較情報（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条の三に規定する比較情報をいう。）については、第二条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第二項を除く。次項において「旧連結財務諸表規則」という。）を適用する。

3　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において「前連結財務諸表」という。）を、金融商品取引法又は金融商品取引法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表については、旧連結財務諸表規則を適用する。